

コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営、諸事業の推進等におけるコンプライアンスの推進に関する基本的事項を定め、本連盟におけるコンプライアンスの徹底と、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(コンプライアンスの定義)

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本連盟における定款、諸規程、諸規則に加え、水泳競技に対する社会的な信頼を得るために遵守すべき一切の社会的規範をいう。

(適用範囲)

第3条 本連盟の全ての関係者は、本連盟が社会において果たす役割を十分に理解し、コンプライアンスの推進・実践に努めなければならない。

(所 管)

第4条 総務委員会は、以下の事項について所管する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施に関する事項
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリングに関する事項
- (3) 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の運営に関する事項
- (4) コンプライアンス関連規程・規則等の整備に関する事項
- (5) その他、コンプライアンスに関する事項として総務委員長が判断した事項

(審議事項)

第5条 総務委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会又は常務理事会に意見を具申するものとする。

- ① コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項
- ② コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
- ③ 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の運営に関する事項
- ④ 本連盟の各種規程・規則案等の策定に関する事項
- ⑤ その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、令和4年2月26日より施行する。